

新型コロナウイルス感染症への対応について

医療法人 仁泉会
みやぎ健診プラザ

平素はみやぎ健診プラザをご利用いただき、誠にありがとうございます。

みやぎ健診プラザでは新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、人間ドック学会等が定めるマニュアル「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」に基づき、以下の対応を実施しております。

受診者様ならびに職員の健康と安全を第一とし、受診者様に安心してご利用いただける環境維持に努めております。受診者様にはご不便をお掛け致しますがご理解とご協力のほど宜しくお願い致します。

1. 以下のいずれかに該当する方は健診の受診日の変更等をお願いしております。

- ・発熱（体温が37.5℃以上を目安とする）
- ・強い倦怠感や息苦しさ・呼吸困難感がある方
- ・2週間以内に新型コロナウイルス感染者もしくは感染が疑われる方と一緒にいた方
- ・2週間以内に海外へ行っていた方
- ・東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県内において、いわゆる"3密"（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集する場所、近距離での密接な会話）の機会があった方

【具体例】

- ・不特定多数が乗車したバス、トラック、タクシーの運転を行った方
- ・人が密集するイベント会場やお店または接待を伴う外食店に行った方

上記症状が続く場合、あるいは基礎疾患（持病）の症状に変化がある方は医療機関にご相談ください。

新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には、受診延期も考慮していただきます。

※上記に該当する方は、受診日等を変更させていただきますのでみやぎ健診プラザ予約係

TEL:022-231-3655（時間 8:00-16:00）までご連絡ください。

2. 受診に際して健診当日は以下の御協力をお願いしております。

- ・健診中は各自マスクを着用していただきます。
- ・マスクは受診者自身でご用意ください。万一、マスクがない場合は受付にてご相談ください。
- ・入口等にアルコール消毒液を用意しますので、受診者には健診施設への入館（室）時と退館（室）時のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方には、界面活性剤配合のハンドソープ等により手洗いををお願いします。
- ・受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- ・健診施設入口等で、体温を実測いたしますのでご協力をお願いします。

3. 健診項目ごとの留意事項

① 問診、診察、説明、保健指導

- ・診察の前後で必ずアルコール消毒液等で手指消毒を励行します。
- ・聴診器、接触式体温計、診察室の什器等について、受診者毎にアルコール消毒液で清拭します。
- ・結果説明、保健指導等の実施に当たっては適切な距離を確保する、あるいはパーティションを設けるよう配慮します。また、説明資料等を工夫するなどし、結果説明、保健指導の効率化を図ります。

② 身体計測、生理機能検査

- ・身体計測、生理機能検査に使用する機器で受診者の手や顔等が触れる部分については、使用ごとにアルコール消毒液で清拭します。

③ X線撮影

- ・受診者が触れる箇所を検査毎にアルコール消毒液で清拭します。

④ 内視鏡検査

- ・日本消化器内視鏡学会の指針を尊重し、実施する場合には感染予防策を徹底します。

⑤ その他の生体検査機器

- ・受診者の体が触れる部分は、受診者毎にアルコール消毒液で清拭します。

4. 巡回型健診

- ・巡回型健診においては、施設健診における対応と同等の受診環境を整えます。
- ・当該事業場の組織単位ごとに受診時間を分散する等の方法を工夫します。また受診者間の距離を保ち、換気可能な検査スペースを確保出来るよう協力を事業者等に要請します。
- ・健診車両においては、一度に乗車する人数を適正な数にし、十分な換気を行います。

5. 健診施設職員が感染源とならないための配慮

- ・職員は毎朝出勤前に体温測定し、発熱等の症状を認めるときには職場に電話連絡し、医療機関を受診します。管理者は、毎朝職員の体温測定結果と体調を確認・記録し、異常を認めた場合は出勤を停止します。
- ・過去に発熱が認められた場合、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状等が改善傾向となるまでは出勤を停止します。（インフルエンザ等の発熱の原因が診断された場合は、各疾患の規定に従います。）このような状況が解消した場合であっても、管理者は引き続き当該職員の健康状態に留意します。
- ・すべての職員はマスクを着用するとともに、手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底して行います。
- ・職員休憩室やロッカー室の什器等においても定期的な消毒を行い、職員間で感染が起こらないように努めます。
- ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、治療した職員は、保健所等の指導に基づき、出勤を再開します。

《参考リンク》

- ・日本人間ドック学会

（【8 団体合同マニュアル】健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について 5 月 14 日改訂版）

<https://www.ningen-dock.jp/wp/wp-content/uploads/2020/03/b3d5de7264374c2c28ca450bb54f758d.pdf>

以上